

京都市優良職員等表彰規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 16 年 10 月 4 日

京都市長 梶本頼兼

京都市規則第 47 号

京都市優良職員等表彰規則の一部を改正する規則

京都市優良職員等表彰規則の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「及び賞品又は賞金」を削り、同条第 2 項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、表彰は、表彰状のほか、賞品又は賞金を授与して行うことがある。

附 則

この規則は、平成 16 年 10 月 15 日から施行する。

(総務局人事部人事課)